

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

再審は、誤った裁判で有罪となった人を無罪として救済するためだけに設けられた制度である。昨年１０月、いわゆる袴田事件で再審無罪が確定したことで、えん罪や再審に対する社会的関心は高まっている。

湖東病院事件では、西山美香さんが懲役１２年の刑を終えたのちの再審請求審で示されなかった、被害者の解剖所見が開示されたことにより、再審無罪が確定した。大崎事件では、裁判所による再審開始決定が３回も出されているのに、いずれも検察による上訴によって再審公判が開かれず、高齢の再審請求人である原口アヤ子さんが絶望の淵に立たされている。

そしてさらに重大なのは、刑事訴訟法の再審規定が７０年にわたって改正されておらず、そのことによって再審にかかわる裁判所の審理が裁判長の裁量に任せられ、「再審格差」と呼ばれる事態を招いていることである。

検察が占有している証拠が、有罪方向の証拠も無罪方向の証拠も、全面的に開示され、裁判所の再審開始決定が出た段階での検察の上訴権に制限を加え、裁判長による裁量「再審格差」に法整備の枠をはめることができれば、再審制度によって、無辜（むこ）の救済が大きく前進することは明らかと考える。

えん罪や再審による救済が進めば、当事者の苦難を比較的短時間で軽減し、人生の再建を可能とする。そしてなにより、裁判所の審理を効率、短期化し、司法に対する国民の信頼を高めることになる。

国の「四者協議（２０１６年刑事訴訟法改正、附則９条３項による証拠開示の検討）」も遅々として進んでおらず、下記の内容の刑事訴訟法（再審法制）の改正を行うよう、強く求めるものである。

- 一、 再審請求人の求めに対し、検察、警察が有する証拠の全面開示を法整備すること。
- 二、 再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）に制限を設けること。
- 三、 再審に関する手続きを整備すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年 月 日

西 尾 市 議 会